

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 青葉会

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人青葉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、報酬を支給することとし、法人業務を行う場合に別表1のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
 - (2) 賞与については、別表第3に定める額
 - (3) この法人の全理事の報酬総額は、年間750万円以内とする。
 - (4) この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
 - (5) 退職手当については、正職員給与規程の第33条の規定に準ずる額
 - (6) 通勤手当については、正職員給与規程第18条の規定に準ずる額
- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、正職員給与規程第3条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。
- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があつたときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

改正 平成16年4月1日

改正 平成18年4月1日

改正 平成20年4月1日

改正 平成24年4月1日

改正 平成28年4月1日

この規程は、平成29年6月21日から改正施行する。

この規程は、平成29年10月11日から改正施行し、平成29年9月12日から適用する。

この規程は、令和元年6月4日から改正施行し、令和元年5月27日から適用する。

別表1 非常勤役員等の報酬及び費用弁償額

理事会、評議員会への出席	日額 10,000 円+源泉所得税
監事監査等への出席	日額 10,000 円+源泉所得税
法人及び施設業務の為の出勤	日額 5,000 円+源泉所得税

上記の他、費用弁償として日額 2,000 円

別表2 常勤役員等の報酬

理事長	月額 500,000 円
-----	--------------

別表3 常勤役員等の賞与

7月賞与	報酬月額×1か月分
12月賞与	報酬月額×1か月分